

## 駐輪場賃貸借契約書

- 「星和豊田町コーポラス管理組合」（以下甲という）  
 居住者（以下乙という）との間において、管理規約第11条の規定に  
 もとずき、乙のバイク駐輪場使用に関し、以下の契約を締結する。  
 なお、バイクとは道路交通法で定める原付、自動二輪車を言う。
- 第1条 甲は、その管理にかかる駐輪場No.（以下「本駐輪場」という）を、バイク  
 の駐車を目的として、乙に使用させるものとする。
- 第2条 駐輪すべきバイクは、乙又はその同居の家族、使用人のバイクに限るものとする。
- 第3条 乙の使用する次のバイクの駐輪以外の目的に使用してはならない。
- 第4条 本駐輪場の使用開始の時機は、星和豊田町コーポラス引き渡し時とする。尚駐車  
 台数は1区画について1台とする。
- 第5条 使用料金は月額屋外300円也、とし乙は毎月末日までに翌月分の  
 使用料を甲に支払うものとする。この場合1ヶ月未満の使用料は日割り計算とする。
- 第6条 物価水準の変動により、又は他の駐車場料金に比較して、若しくは甲の管理上の  
 事由その他の事由により、前条の使用料が不相当となったときは、甲は管理規約  
 の定めるところに従い、相当な額に改訂することが出来る。
- 第7条 本契約の期間は契約締結の日から当管理組合事業年度末までとする。
- 第8条 乙は、本契約に基づき使用権を第三者に譲渡し又は本駐輪場を第三者に転貸して  
 はならない。ただし、乙の専有部分の賃借人その他権限ある占有者に対し転貸す  
 る場合で、あらかじめ甲の文書による承諾をえたときは、この限りでない。
- 第9条 乙は、本駐輪場に工作物を設け物件を置くなど駐車以外の目的に使用してはなら  
 ない。
- 第10条 乙は、本駐輪場を使用するにあたっては、管理規約、使用細則その他甲の定める  
 ところに従うほか、次の事項を遵守しなければならない。  
 1. 駐車場内標識及び甲の指示に従うこと。  
 2. 駐車場内を通行する速度は、時速8Kmを越えないこと。  
 3. みだりに警笛を使用し、又は騒音、悪臭を発生し、その他の迷惑となる行為をし  
 ないこと。  
 4. 塵芥等を所定の場所に捨てること。  
 5. 駐車場で喫煙し、若しくは火気を使用し、又は爆発物等の危険物を持ち込ま  
 ないこと。  
 6. 駐車中はエンジンを停止し、車両を離れる時はチェーン等施錠すること。  
 7. 出場車を優先通行させること。  
 8. 他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。
- 第11条 乙は、乙又はその関係者がその責に帰すべき事由により駐車場の施設若しくは器  
 具又は他の車両等を汚損し又はこれらに損害を与えた時は、ただちに甲に届けそ  
 の指示に従うとともに、よって生じた損害を賠償しなければならない。
- 第12条 甲は、乙の車両、その積載物、携行品、取扱い物等については、一切保管の責を  
 負わない。
- 第13条 甲は、天災地変その他の不可抗力、駐車場の車両の積載取付物の性質若しくは  
 瑕疵、又は駐車場内の車両相互の衝突接触その他甲の責に帰することの出来な  
 い事由に基づく事故によって生じた損害については、賠償の責を負わない。
- 第14条 甲は、管理上必要と認めたときは、いつでも乙の使用を差し止め、又は駐輪場を  
 閉鎖する等必要な措置をとることが出来る。
- 第15条 乙が使用料の支払を1ヶ月分でも遅滞したとき、又は本契約の条項の1に違反した  
 ときは、甲は何等催告を要しないで、本契約を解除することができる。
- 第16条 乙は、いつでも本契約を解除することができる。この場合、本契約は解約申入れ  
 から15日を経過した日に終了する。
- 第17条 乙がその専有部分に対する居住権を失ったときは、本契約は当然終了する。ただ  
 し、乙の死亡又は合併により当該居住権について一般継承が行われるべきときは  
 この限りでない。
- 第18条 本契約が終了したときは、乙はただちに駐車バイクを撤去して本駐輪場の使用をや  
 めなければならない。この場合、乙が履行しないときは、甲は乙の費用において  
 車両の撤去その他必要な措置をとることが出来る。
- 第19条 本契約期間が満了する1ヶ月以前に乙が更新を申し出たときは、本契約は同一条件  
 を以て満1年更新するものとし、以後も同様とする。

上記のとおり契約して本書2通を作成し甲、乙署（記）名捺印のうえ、各その1通を保有す  
 る。

平成 年 月 日

甲

乙

住戸番号  
氏名